

「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.8 高額医療・高額介護合算制度について

高額医療・高額介護合算制度とは、1年間の医療費と介護サービス利用料の自己負担額が高額になった方の負担を軽減することを目的とした制度です。

この制度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間分を対象期間としています。今回申請していただく対象は、平成23年8月1日から平成24年7月31日までの1年間の医療費と介護サービス利用料です。

支給対象者について

次の①・②の条件をどちらも満たす場合に、支給の対象となります。

①	同一世帯内の後期高齢者医療制度加入者で、対象期間内に『医療費』と『介護サービス利用料』の両方の自己負担があった。
②	①の自己負担額の合計（高額療養費や高額介護サービス費として払い戻された額を差し引いた額）が下表の自己負担限度額を超えた。

※同一世帯であっても、後期高齢者医療制度に加入していない家族の自己負担額を合計することはできません。また、食事代や居住費などは含みません。

所得区分（※注）		自己負担限度額 対象期間：平成23年8月1日～平成24年7月31日
現役並み所得者		67万円
一般		56万円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

（※注）所得区分は、基準日（平成24年7月31日もしくは、資格喪失の前日）現在の所得に応じて適用されます。

申請手続きのご案内の発送

支給の対象となる方には、平成24年12月初旬以降、新潟県後期高齢者医療広域連合から申請手続きのご案内を発送します。

ただし、下記のような場合には、申請手続きのご案内が広域連合から発送できない場合がありますので、支給対象者になると思われる場合には、住民福祉課住民福祉班までお問い合わせください。

【平成23年8月1日から平成24年7月31日までの間に…】

▼75歳に到達するなど、後期高齢者医療制度に加入された方がいる場合。

（加入前が協会けんぽなど）

▼加入者の方が亡くなられた場合。

高額医療・高額介護合算制度に関するお問い合わせ

●新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課 医療給付係 ☎ 025-285-3222

●関川村役場住民福祉課住民福祉班 ☎ 64-1471 ●関川村役場住民福祉課健康介護班 ☎ 64-1472

「にゃん吉健康スタンプラリー」で お得に楽しく健康づくりを!!

にゃん吉健康スタンプラリーの参加方法は・・・??

- ①スタンプラリーの応募用紙を手に入れます。
※応募用紙は役場あるいはイベント会場でもらえます。また、村ホームページからダウンロードできます（村ホームページ>住民福祉課）
- ②村が実施している各種健診、健診結果説明会、健康づくりのイベント（例えば村民ウォーキングや各種学習会、研修会）に参加して応募用紙にスタンプを集めます。
- ③H25年3月中に役場又はエンジョイ！生涯楽習広場&福祉健康フェア会場でスタンプの個数に応じて応募用紙と健康グッズを交換します。

すでに半数以上のイベントが終了いたしました。健診等参加が確認できるものは役場保健師に相談していただくと今からでもスタンプを押しますので、まだまだ参加は間に合います。この機会に参加したことがないイベントにも参加いただき、健康と健康グッズを手に入れましょう。



詳しくは、住民福祉課 保健師 (TEL 64-1472) まで

車上ねらい多発!

車から離れるときは
施錠をしっかりと



11月10日深夜から翌日（11月11日）の早朝にかけ、村内において、車上荒らしが連続発生しました。

被害にあわないために、次のことを注意しましょう。



車から離れるときは、キーを必ず抜きましょう

キーがついたままの車はあまりにも無防備すぎます。少しの時間であっても、車から離れるときはキーを抜く習慣づけを!

車庫および車には、必ず施錠をしましょう

車上荒らしの被害を防ぐには、施錠が一番! 被害にあわないためにも普段から心がけを!

車内に現金や貴重品を置かないよう心がけましょう

カードや小銭などは車内へ置かないようにしましょう。盗られてからでは遅い。管理をしっかりと!

不審な人や車を見かけたら、 すぐに警察へ通報してください

- ◆村上警察署 TEL 52-0110
- ◆村上警察署下関交番 TEL 64-1031
- 上野新駐在所 TEL 64-0515

12月11日(火)~12月20日(木)まで 冬の交通事故防止運動

~冬の道 保って安心 車間距離~

運動の重点

◎飲酒運転の根絶

飲酒運転は重大な犯罪です。お酒を飲んだら運転しない、飲んだ人には運転させないを徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。



◎車間距離の保持と正しい合図の励行

天候や路面、タイヤの状態などを考慮し、前の車が急に止まっても、追突しないような車間距離をとりましょう。

合図の開始時期は、右折・左折時は30メートル手前、進路変更時は3秒前です。早めの合図を心がけましょう。

◎歩行中・道路横断中の交通事故防止

車両と対面する位置での歩行を心がけましょう。

また、歩行中は足下ばかり見ず、時々顔を上げて周囲の安全確認をしましょう。

